

大磯町生涯学習館 施設使用のしおり

R7.9 改訂版

令和5年4月使用分から生涯学習館の使用予約が
オンライン申請に変わりました。

オンライン申請の利用方法

- ①検索サイトから「e-kanagawa」と検索し、「e-kanagawa 施設予約システム ポータルサイト」を選択。
※「e-kanagawa 施設予約システム ポータルサイト」と書かれたサイト以外からはログインできませんので、ご注意ください。
- ②自治体選択画面から「大磯町」を選択。
- ③ログイン画面からご自身の利用者 ID とパスワードを入力し、ログイン。
- ④ログイン後、施設予約システムメニューから「空き照会、抽選申込、予約申込」を選択し、施設予約をお願いいたします。

※施設予約システムのご利用には利用者 ID とパスワードが必要になります。
ID 等をお持ちでない方は、生涯学習館窓口又は生涯学習課にご相談ください。

オンライン申請の際は、お手持ちのパソコンやスマートフォンのほか、生涯学習館に利用者用端末(タブレット)を設置していますので、ご利用下さい。



大磯町生涯学習館の使用について

使用目的

生涯学習館は、生涯学習活動の振興のための施設です。町・教育委員会等が事業を行わない日(時間)に、生涯学習の場として提供しています。

使用登録

町内の公共施設を使用する方、又は団体(以下、「使用者」といいます。)は、公共施設使用者登録が必要です。

「大磯町公共施設使用者登録申請書」を、主に使用したい施設に提出してください。施設管理者から利用者登録書及び登録カードが発行されます。

利用者登録書発行後、「e-kanagawa 施設予約システム ポータルサイト」から、利用者ご自身で利用者 ID 及び仮パスワードを入力し、本パスワードの登録を行って下さい。

公共施設使用者登録の有効期間は3年間です。

登録が必要な施設

生涯学習館、図書館、郷土資料館、ふれあい会館、横溝千鶴子記念障害福祉センターすばる、横溝千鶴子記念子育て支援センターめばえ、世代交流センターさざんか荘、武道館

※現在オンライン申請を行っている施設は、生涯学習館、図書館、郷土資料館の3施設です。他の施設も順次オンライン申請を開始いたします。

不明な点は、各施設の担当課にお問い合わせください。

使用者の申込み区分

① 使用者の申込み区分は、以下の通りです。

町内団体	団体構成員の 1/2 以上が大磯町内に在住の場合
町外団体	町内団体でない場合

② 次に掲げる町内団体は、使用料が減額(半額)されますので、使用申請書の提出前までに、必ずご確認ください。

※社会教育団体(PTA、子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウトなど)

※障害者団体(団体構成員の 1/2 以上が各障害者手帳所持の場合)

使用できない日

- ① 休館日 毎月第4月曜日、年末年始(12月29日～1月3日)
- ② 町・教育委員会などによる事業等がある日及び時間

使用料

部 屋 名	使用可能時間	1 時間あたりの使用料	
		町内団体	町外団体
研修室(1階、定員 50 名) ※土足のまま使用できます。	午前9時～午後9時	530 円	1,050 円
集会室(2階、定員 70 名) ※上履きに履き替えての使用となります。 (上履きをご持参ください。)		530 円	1,050 円
講習室(別棟、定員 30 名) ※上履きに履き替えての使用となります。 (上履きをご持参ください。)		320 円	630 円

※使用料は、生涯学習館等の販売場所で「公共施設共通使用券」を購入し、
使用日の3日前までに納付してください。完納後に使用承認します。

公共施設共通 使用券販売場所	生涯学習館、図書館、郷土資料館、大磯町役場、国府支所、ふれあい 会館、横溝千鶴子記念障害福祉センターすばる、横溝千鶴子記念子育 て支援センターめばえ、世代交流センターさざんか荘
-------------------	--

※次によるもの以外、公共施設共通使用券を返還することはできません。

- ① 使用者の責めによらない理由により、使用することができないとき(例:天災など)
- ② 使用日の3日前までに使用の取消しを申し出て、教育委員会が特別な理由が
あると認めたとき

ご負担いただく使用料は、施設の維持管理や改修などに活用してまいりますので、ご理解
 とご協力をお願いいたします。

大磯町生涯学習館の施設使用申請の手順

使用申請方法

- ① 「e-kanagawa 施設予約システム ポータルサイト」からログインし、施設予約を行って下さい。
- ② 使用券の販売時間は、午前9時から午後5時までです。
- ③ 使用時間は、準備、片付け、清掃を含み1時間単位です。

<一次申請(町内団体)>

町内団体が部屋の使用を申請する場合、使用を希望する日の2ヶ月前の1日から12日までの間にオンライン申請する分を「一次申請」とします。

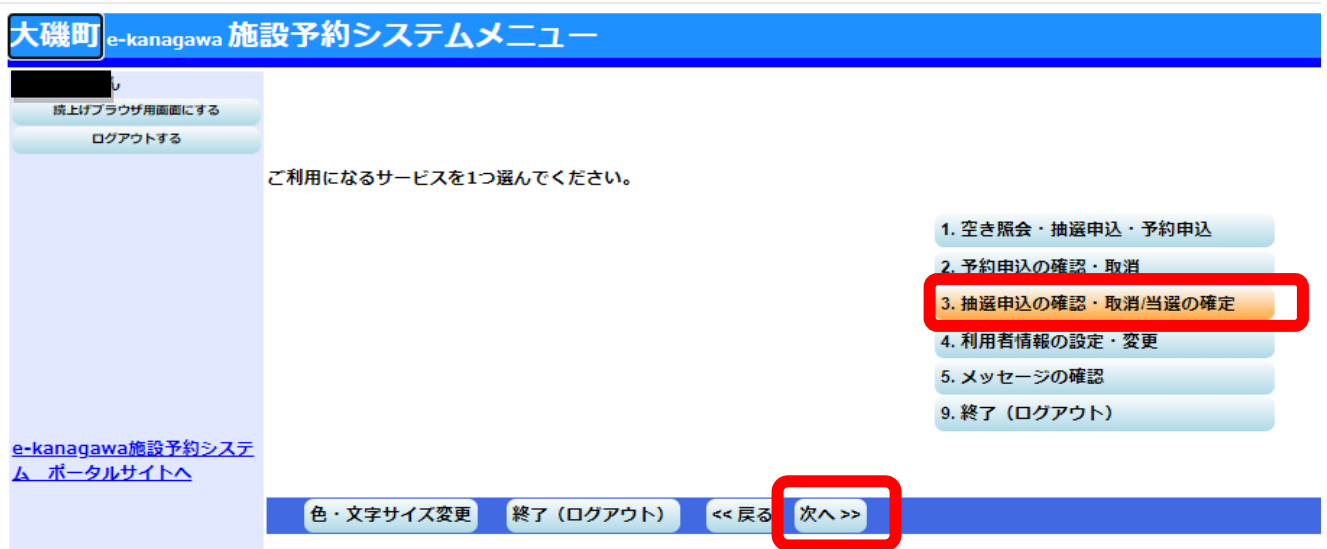
- ① 1ヶ月につき、4回分まで申請ができます。
- ② 1回の申請で最長4時間まで使用できます。
- ③ 同じ部屋を連続して申請することはできません。
- ④ 一次申請で希望日時が重複した場合は、抽選により使用者を決定します。

<抽選方法>

申請が重なった場合はコンピューターによる抽選を行います。16日以降、施設予約システムにログインし、抽選結果の確認をしてください。

◎確認方法

e-kanagawa 施設予約システムメニューから「抽選申込の確認・取消/当選の確定」を選択して、抽選結果の確認ができます。



メッセージ (通知)

ログアウトする

処理ガイド 非表示

▼抽選取消/確定

▼抽選取消/確定確認

▼抽選取消/確定完了

・抽選申込の取消を行う場合は、「抽選申込一覧」の「取消」ボタンを押してください。

・抽選申込の優先順位指定を変更する場合は、「優先順位指定」ボタンを押してください。

ボタンを選択したら、画面下の「次へ >>」ボタンを押してください。

優先順位指定

利用日順に表示

印刷用紙

抽選申込一覧

大磯運動公園 テニスコート1番

利用日	利用時間帯	状態	詳細	取消
2023/03/01	13:00~15:00	申込中	詳細	取消

色・文字サイズ変更 メニューへ << 戻る 次へ >>

操作中に、ブラウザの「戻る」や「最新の情報に更新 (F5キー)」の機能を使用しないでください。

<二次申請(町内団体)>

町内団体が部屋の使用を申請する場合に、使用を希望する日の2ヶ月前の16日から、月末までの間にオンライン申請する分を「二次申請」とします。

- ① 先着順に申請できます。
- ② 回数制限、時間制限はなく、空いている部屋を使用できます。

<三次申請(町内・町外団体)>

町内・町外団体が部屋の使用を申請する場合に、使用を希望する日の1ヶ月前から、使用3日前までの間にオンライン申請する分を「三次申請」とします。

使用条件は二次申請と同じです。

※使用日の3日前以降はオンラインでの申請ができません。使用日の3日前から使用日当日の申請を行う場合は、紙の申請書を記入の上、生涯学習館窓口に提出してください。

貸出物品

部屋の使用報告書の備考欄に借用物品を記入してください。使用は先着順です。

〔借用物品一覧〕

- | | | | |
|-------|---------|------|--------------|
| ・机 | ・椅子 | ・譜面台 | ・ホワイトボードマーカー |
| ・ピアノ | ・CD デッキ | ・卓球台 | ・プロジェクター |
| ・パソコン | ・アンプマイク | ・姿見 | |

注意事項

- ☆ 飲食はできません。ロビーでの長時間の滞留はご遠慮ください。
- ☆ 楽器を使用する場合は、1階研修室、2階集会室を昼間(9 時～19 時)のみ使用できます。(近隣の環境に配慮し、使用をお断りする場合があります。)
- ☆ 登録申請時に団体の規約等がない場合は、施設使用日までにご提出をお願いします。
- ☆ 生涯学習館内及び敷地内は禁煙です。
- ☆ 車は所定の場所に駐車してください。
- ☆ ゴミは各自持ち帰ってください。
- ☆ 収容定員を超えての入場はできません。
- ☆ 承認を受けた部屋及び設備以外は使用できません。
- ☆ 生涯学習館の付属設備その他器具等を館外に持ち出さないでください。
- ☆ 火気の使用、危険物等の持ち込みはできません。
- ☆ 許可なく生涯学習館の施設又は付属設備に看板、旗その他これらに類するものを掲げ、もしくは張りつけ、文字等を書き、又はくぎ類を打ち込むことはできません。
- ☆ 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をした場合は、関係機関へ連絡します。
- ☆ 営利や宗教活動・政治活動を目的とした使用はできません。また、施設の使用を承認した後であっても、本施設の目的にそぐわないと判明した場合には、その使用をお断りします。
- ☆ 手洗いやこまめな換気など、新型コロナウイルスへの基本的な感染対策の自主的な取り組みをお願いします。
- ☆ その他、施設職員の指示に従ってください。



大磯町生涯学習館

〒255-0001 神奈川県中郡大磯町高麗二丁目14番20号

Tel 0463-61-0676

大磯町教育委員会教育部生涯学習課

Tel 0463-61-0255

E-mail gakyusu@town.oiso.kanagawa.jp